

勝浦市農業委員会会議録

(3月定例会)

平成29年3月22日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村泰輔 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業委員会等に関する法律第38条の規定による意見書の提出について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

暑さ寒さも彼岸までということで、ここにきて陽気の方も暖かくなってまいりました。テレビ等を見ますと東京の方では桜の開花宣言がなされたようでございます。

春本番を目前にいたしまして、皆様方大変お忙しい時節柄、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先の農業委員の親睦旅行につきましては、意義ある旅行ができましたこと、厚く御礼申し上げます。

特に吉野委員につきましては、多分なるご奉仕をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

それでは、会議の方を始めさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（高旨粧一会長） 本日の出席委員は9名中9名で、定則数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

それではただいまから、平成29年勝浦市農業委員会3月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番藤江義博委員及び8番滝口裕都委員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、申請番号3番及び4番につきましては、●番●●●委員が、農業委員会等に関する法律第31条1項の規定により、議事参与制限の対象となりますので、ご発言、採決とにもできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、大楠の登記地目田、現況畑2筆、延べ1,871平方メートル、売買を目的とした申請です。

申請理由につきましては譲受人は、申請地を買い受け有効利用を図りたいとし、譲渡人は、希望により売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●側約●●●メートルの地点となります。

次に2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、大楠の登記地目田、現況畑2筆、延べ1,367平方メートル、贈与を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を譲り受け有効利用を図りたいとし、譲渡人は、希望により譲り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●側約●●●メートル及び約●●●メートルの地点となります。

次に3ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は、大楠の田畑25筆、うち登記地目田、現況畑15筆、延べ15,151平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受け有効利用を図りたいとし、譲渡人は、希望により売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●側約●●●メートルから南側約●●●メートルの範囲に点在しております。

次に4ページをご覧ください。

申請番号4番、申請地は、大楠の登記地目田、現況畑3筆、延べ3,212平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受け有効利用を図りたいとし、譲渡人は、希望により売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、4番谷敏夫委員をお願いします。

○4番（谷敏夫委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月17日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、概ね管理されておりました。

譲受人は、自宅に近い申請地を買い受けて有効利用を図りたいとして申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。

続いて、申請番号2番につきまして、4番谷敏夫委員お願いします。

○4番（谷敏夫委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月17日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、概ね管理されておりました。

譲受人は、自宅に近い申請地を譲り受けて有効利用を図りたいとして申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。

続いて、申請番号3番につきまして、●番●●●委員に代わりまして、3番数金清美委員お願いします。

○3番（数金清美委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月10日、申請者と面談し現地を確認したところ、一部の申請地は現在も水稻栽培がされており、管理されている状況でありました。

この申請地については、今後も水稻栽培を継続していくとの事であります。

他の申請地につきましては、写真で確認いただけたと思いますが、長年に渡り耕作されておらず、ススキ等の雑草が繁茂し、中には笹竹や低木などが繁茂している状況であり、1号遊休農地の荒廃農地Aに分類されるものと思われます。

譲受人は、自宅に近い申請地を買い受けて再生し、有効利用を図りたいとして申請に至ったとのことです。

申請者双方とも重機を所有しており、これによる作業が可能であるため、農地の再生は確実であると思われます。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。

続いて、申請番号4番につきまして、3番数金清美委員お願いします。

○3番（数金清美委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月10日、申請者と面談し現地を確認したところ、申請地は、長年に渡り耕作されておらず、雑草や雑木が繁茂しており、また排水条件も悪く、再生するにはかなりの労力と時間を要するものと思われまます。

譲受人は、自宅から比較的近い申請地を買い受けて重機により荒廃農地を順次再生し、有効利用を図りたいとして申請に至ったとのことです。

申請者であります譲受人につきましては、申請番号3番を含めまして、荒廃農地の解消に向けての強い気持ちを感じられます。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委

員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号4番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の5ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、南山田の田、1, 531平方メートル、仮設道路及び資材置場への一時転用を伴う、賃借権の設定を目的とした申請です。

施設の概要は、仮設道路814平方メートル、資材置場518平方メートルです。

転用の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日、資金計画は借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきまして、借受人は、隣接する流末水路の改修工事を行うため、申請地を一時転用により借り受けたいとし、貸付人は、借受人の希望により貸したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、勝浦市宮荒川テニスコートから●側約●●●メートルの地点となります。

なお、本件は平成28年7月8日付けで平成29年3月31日まで一時転用の許可を受けておりましたが、工期が延長となり期間内での事業完了が困難となったことから再度申請を行ったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづきまして、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、3番数金清美委員をお願いします。

○3番（数金清美委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月21日、現地調査を行い、申請者であります●●氏と面談しました。

申請地は、休耕しております。

今回、申請者は、昨年7月に許可を受けた事業が許可期間内に完了しなかったための、再申請ということになります。

許可要件につきましては、立地基準として第1種農地に該当しますが、申請地の隣接水路の改修工事のため一時的に利用するとのことで、他への代替性もなく、隣接農地への営農条件についても影響しないと思います。

また、期間についても必要最小限であり、完了後、農地に復元され耕作されることは確実であると認められます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。

これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号6番につきましては、●番●●●委員が、農業委員会等に関する法律第31条1項の規定により、議事参与制限の対象となりますので、ご発言、採決ともにできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年3月10日付けで決定を求められたものです。

このたびの3月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、1,071平方メートル、再設定計画5件、12,121平方メートル、合計6件、13,192平方メートルです。資料の6ページをご覧ください。

申請番号1番、小羽戸の田4筆、延べ1,456平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年4月1日から3ヶ年の再設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号2番、杉戸の田900平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年4月1日から3ヶ年の再設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号3番、小羽戸の田1,071平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年4月1日から4ヶ年の新規設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号4番、中倉の田2筆、延べ5,994平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年4月1日から5ヶ年の再設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号5番、大森の田1,395平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年4月1日から10ヶ年の再設定です。

11ページをご覧ください。

申請番号6番、杉戸の田2,376平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年4月1日から5ヶ年の再設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番から5番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

続いて、申請番号6番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農業委員会等に関する法律第38条の規定による意見書の提出についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

資料の12ページをご覧ください。

本案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされていることから、今年度、本市農業委員会が開催した定例総会及び農業委員・推進委員合同会議等の活動の場において聴取した意見または提案について取りまとめを行いましたので、別紙意見書（案）のとおり勝浦市長に提出するものです。

意見の内容につきましては、資料の12-2ページをご覧ください。

(事務局長が以下の内容を朗読)

1. 担い手への農地利用集積・集約化

(1) 農地の集積・集約化について

耕作の不便さを解消し、担い手の確保と農地集積に取り組みやすくするため、農地中間管理事業や多面的機能支払などの各種事業の活用について説明会を開催する等、広く周知を図りたい。

農地中間管理機構の理解が浸透していないため、耕作者や地権者を対象とした説明会や意見交換会の開催が必要である。

(2) 米政策について

勝浦産の米は千葉県の中でも旨いという評判が高く、食味コンクールにおいても常に上位を占めている。

米のブランド化により認知度を高め、将来、特Aランクの取得を視野に入れた販売戦略が展開出来る施策が必要である。

農業所得の向上に向けた対策として、地域の特性を活かした早期栽培体系の奨励、ライスセンターを利用した出荷米に対する買い取り価格の上乗せ等を講じられたい。

(3) 担い手の育成について

若手農業者の働く意欲を高め、幸福度の向上が図れるよう、婚活を目的とした交流事業に対し支援されたい。

儲かる農業をするためには、米、各種農産物のブランド力の向上及び販売先、流通の見直しが急務である。

成功事例や農業法人立ち上げによるメリットなどをしっかりと把握したうえで、若手農業者を中心とした理解者を確保し、行政、農業者、JA及び関連業者が夢をもてる農業ビジョンについて話し合うための、ネットワークを構築する必要がある。

地域の農家が一体となって若手農業者を応援していく体制を整備し、未来を担う若者へ農業の魅力や希望の持てる農業政策を強く発信することが必要である。

2. 遊休農地の発生防止・解消

(1) 遊休農地対策について

高齢農業者の耕作継続の意向や地域の中核的耕作者の経営意向を把握し、優良農地の引継が円滑に行われるよう、「人・農地プラン」の話し合いには、市職員だけでなく、農業委員及び推進委員が参加する必要があるため、情報提供等、緊密な連携体制を講じられたい。

遊休農地解消のための交付金や補助事業について、農業者への具体的な活用方法の周知が不十分であるため、勉強会、説明会を定期的に行い事業の周知徹底を図られたい。

効率的な現地調査を行うため、タブレットPC等の導入について検討されたい。

農業者の少ない勝浦・興津地区における一団の遊休農地について、転用事業も含め、有効的に活用するための施策を検討されたい。

(2) 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による被害拡大を防止し、誰もが安全で耕作しやすいほ場づくりのため、市域全体の山際への防護柵、バッファゾーンの設置を促進するとともに地域で行う環境整備への支援の強化など生活圏へ有害鳥獣を進入させない徹底した対策を講じられたい。

特に、防止対策事業を強化するためには、市単独事業による柵設置の助成が必要である。

現状の駆除体制では、有害鳥獣の増殖に追いつけていない状況にあるため、専門家を含めた関係行政機関と協力し、大掛かりな駆除を実施されたい。

迅速かつきめ細やかな駆除活動を行うため、狩猟免許取得、更新に対する支援を行うとともに、狩猟技術向上のための支援について検討されたい。

併せて、地域の若年層や女性に対して罾による狩猟免許取得を促進されたい。

有害鳥獣の資源化及び雇用の拡充を目的として、市で獣肉処理加工施設を設置されたい。

加工施設においては、食肉、ペットフード等の加工、革製品の原料への活用のほか捕獲された個体の収集サービスも行い、一般農家でも簡単に捕獲ができ市域全体で有害鳥獣と向き合うという意識の醸成を図られたい。

3. 新規就農、新規参入の支援

(1) 新規就農者の確保・育成について

就農を目指す研修生を積極的に受け入れ、地域の後継者育成に協力を希望する農業者もいるため、就農支援金での給付のほか、市独自の研修生の生活支援を行い、特色のあるインターンシップ制度を構築し、広く研修希望者を募集されたい。

企業参入の契機となる、米の栽培方法の均一化、高品質化、また情報発信といった取組に対して支援する施策を講じられたい。

新規就農者が販路に困らないための支援対策として、市内販売業者、飲食店、宿泊施設、朝市と協働し地産地消を推進されたい。

また、地域による直売所の設置を奨励することも必要である。

4. その他

(1) 6次産業化について

地域による6次産業化を奨励するとともに市が計画する道の駅に市内農業者が参画する食品加工工場を設置されたい。

施設野菜を取り入れた野菜の栽培方法、6次産業化への取り組み等について知見を得るための機会を設けていただきたい。

(2) 女性農業委員の登用について

男女共同参画の観点から、農業委員の任命にあたっては女性2名を確保していただきたい。

(3) 事務局の体制について

農業委員会活動が、効率的、円滑に行えるよう、専門的知識を持った経験豊富な職員のほか女性職員を含め増員を図り、事務局の機能を強化されたい。

現地確認等の現場活動が安全で迅速に行えるよう、事務局に専用の車両を配備されたい。
以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 新規就農相談ですが、この間の2月の時点ではないということでしたが、その後はどうですか。

○議長（高旨粧一会長） はい、中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） その後ですね、それとは別案件の空き家バンクの関係で、そこから話が発展して、電話が1件きました。

その方が女性の方ですね、当分東京で働きながら週末だけ勝浦に来て農業をやりたいという内容でしたので、それでいて農地を取得したい、借りたいという話をしていたので、農地法の制度を説明して、大規模に農業をやるには週末だけでは無理ですよというお話しはさせていただきました。

○議長（高旨粧一会長） よろしいですか。

○2番（末吉光委員） はい、ありがとうございました。

○議長（高旨粧一会長） 他に、ご質疑ございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 事務局の車両を何とかしてもらいたいですね。

○議長（高旨粧一会長） はい、藤江委員。

○7番（藤江義博委員） 市役所には四駆の車両はないんですか。

○事務局長（中村泰輔） 土地改良区の車が箱の軽で四駆ですね。

他には農林水産課の軽トラが四駆です。

あとは全部二駆になります。

○7番（末吉光委員） そうしたら四駆の車にしてもらわないと困りますね。

○議長（高旨粧一会長） 今、末吉委員及び藤江委員から車両の事について、強くご意見がございましたので、併せてお願いをしておきます。

○議長（高旨粧一会長） 他に、ご質疑ございませんか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 有害鳥獣対策なんですけれど、2月15日で狩猟期間が終了したんですが、定期的に捕獲を行っていく必要があると思われませんが、どのくらいの頻度でやっていますか。

○事務局長（中村泰輔） 狩猟期間が終了してから一斉駆除の方は2回程行ったと伺っております。

○3番（数金清美委員） わかりました。

結構頭数も増えているようなので、もう少し回数を増やしてもらいたいですね。

それと、この前テレビで見たんですけど市原に射撃場があると思うんですが、そこへ学生が見学に来て、狩猟の現場を見せて、将来携わってくれればというような事をテレビでやっていました。

○議長（高旨粧一会長） 今、数金委員から有害獣の話が出ましたけれど、先般郡の農業委員会会長会議がありまして、その後、鋸南町に視察へ行ってきました。

その時にイノシシ、シカ、サル、ハクビシン、アライグマなどの有害獣による被害が多く困っているということで説明を受けた訳でございます。

その辺のところを事務局長の方からお願いします。

○事務局長（中村泰輔） 細かい資料を持ってきていないので、概略を説明しますと、勝浦の近場で、有害鳥獣対策の先進地が鋸南町と睦沢町と言われております。

鋸南町の取り組みといたしまして、猟銃を所持している方々で構成されている実施隊という組織があるんですが、こちらを結成して、あとワナの狩猟免許を持っている方と合同で捕獲の方を行ったりしております。

そして、狩猟エコツアーというものを企画しておりまして、狩猟エコツアーというのが、地域創生と有害鳥獣対策を目的としたもので企画されていて、内容が有害鳥獣の被害現場の山の散策、トレッキングツアーと有害鳥獣の解体処理についての講義のコースで、3つ目がジビエ料理のコースという3種類の企画をしておりまして、最初のトレッキングのものなんですけど、1コマあたり30名程度の定員で年間3回を予定して募集をしたところ、それに対し、220名の応募があり、3回を5回に増やして150名は対応したんですけども、70名程対応できなかつたくらい盛況であったというお話でした。

○議長（高旨粧一会長） それと、捕獲については実施隊を結成したためか年々捕獲頭数が増加しているというお話がございました。

それで、狩猟も大事なんですけれど、捕獲についてはワナの方が捕獲頭数が多いということも言うておりました。

今、数金委員からも発言がありましたように、勝浦市もイノシシ、シカなどの有害獣が

多いので、その辺の対策等も強く市長に申し出ていきたいという風に思っております。

併せて私、市野川の部落なんですけれど、田植え後にゴイサギが田んぼの中に5、6羽入ってきて、植え付けたばかりの稲を踏んでしまい、稲を折り曲げてしまうので、ゴイサギも私たちの部落では困っております。

しかも、あの鳥は猟友会が撃てないそうで、追い払うくらいしか出来ないなので、良い方法がないかなという風に思っております。

そこについてもお話したいと考えております。

他にご意見、ご質問等がありましたらお受けいたします。

はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） 議案とは直接関係が無いのかもしれませんが、米政策についてなんですが、私農業に携わっている訳ではないので、教えていただきたいのですが、勝浦産の米というのは千葉県でも非常に評判が高く、食味コンクールにおいても常に上位を占めているということなんですが、それを裏付ける資料などは見ることは可能なのでしょうか。

この間、若手農業者とお話をさせてもった時に勝浦の米は良いというのは皆さんご存知のとおりなんですが、それを裏付けるものがあれば、もっと説得力が増して、若手農業者の自信に繋がったり、新規就農者が増えるきっかけになったり、そういった部分は開示できないのかなと思います。

○議長（高吉粧一会長） 私が知りうる限り、末吉委員がJAの理事になっておりまして、夷隅郡市の食味コンクールを毎年行っております。

一昨年に上野の●●●●さんがふさこがねの部で夷隅郡内で最優秀でした。

その時に私がコシヒカリの部で最優秀でした。

その他にも、勝浦の米は常に上位に入っており、そのデータについてはJAに依頼すればいただけるかと思えます。

○8番（滝口裕都委員） 確かに農業者の方はその辺ご存知かと思いますが、一般の方は勝浦のお米が旨いというのは知らない人の方が多いと思います。

○議長（高吉粧一会長） そうですね。

それと、市野川の●●●●さんは全国食味コンクールに出品し、全国の最優秀を2回ほど受賞しました。

○8番（滝口裕都委員） 素晴らしいですね。

そういうのが一覧で分かれば、勝浦のお米の価値も上がりますし、更にいいかなと思います。

全国でも最優秀を取るようなお米がある訳ですし、全てに関わってくると言うんですよ。勝浦そんなに農地良いんだ、水が良いんだ、だから美味しいお米が作れるんだというの

が広く周知できれば、勝浦で農業やりたいなという人が増えてくるんじゃないかと思いません。

その辺の資料がもしあれば、農業委員会で持っておくのは一つ手かなと思います。

○事務局長（中村泰輔） 農協と連携して、資料の方を集めておきます。

○8番（滝口裕都委員） ありがとうございます。

○議長（高吉粧一会長） 他にご意見ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 報告第1号、転用事実確認証明書の発行についてご報告いたします。

このたびの3月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は2件です。

転用完了につき転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） ご発言が無いようですので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成29年勝浦市農業委員会3月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後2時15分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成29年3月23日

議長(会長)

署名委員

署名委員
